

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和３年１０月２０日（水）

担当課：総務部 資産税課、市民税課、収納課

件 名：大和山市市税条例の一部改正（わがまち特例を規定等）について

提出理由：地方税法の改正その他に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

１．わがまち特例の改正

（１）背景等

- ・特定都市河川の流域における 1000 ㎡以上の雨水浸透阻害行為に対しては、雨水貯留浸透施設の設置が特定都市河川浸水被害対策法（以下「特定都市河川法」という。）により義務付けられている。
- ・平成 24 年度税制改正において、この施設を維持管理する民間事業者等の負担を軽減するために、当該施設に係る固定資産税の特例措置（わがまち特例）が設けられた。
- ・近年、気候変動に伴う降雨量の増大などにより、甚大な被害が全国各地で発生していることを踏まえ、国は、国や流域自治体、民間事業者等のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を推進するため、令和 3 年 5 月に特定都市河川法の改正を含む流域治水関連法を整備した。
- ・この改正に合わせて地方税法では、従来の特例措置が廃止され、民間事業者等が自ら雨水貯留浸透施設整備計画を作成し県等の認定を受けたうえで、令和 6 年 3 月末までに施設を整備した場合に、当該施設に係る固定資産税を減額する特例措置が令和 4 年度課税から新たに創設されることとなった。
- ・特例措置は、固定資産税の課税標準を、1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に減額するものとされており、新たに市税条例にこの特例割合を定める必要がある。

（２）条例改正の考え方

- ・雨水貯留浸透施設は、本市にとっても浸水被害を軽減するための有効な手段の一つであることから、民間事業者等による自主的な雨水貯留浸透施設の整備を促進していくために、特例割合を最大の軽減となる 1/6 と定める。

（３）他市の状況

- ・参酌基準通り(1/3)：町田市、相模原市 他
- ・参酌基準以外(1/6)：横浜市、藤沢市 他

２．その他

- ・地方税法の改正その他に伴う所要の事項についても、併せて条例改正を行う。
 - ①個人住民税の寄附金税額控除の対象となる指定 N P O 法人に対する寄附金の受領期間の延長
 - ②軽自動車税（種別割）の軽減制度（グリーン化特例）の適用年度の延長等
 - ③市税条例に引用している地方税法の条項ずれ等に伴う修正

経 過

H24. 4 わがまち特例として、雨水貯留浸透施設の特例措置が創設
R 3. 3 地方税法等の一部を改正する法律公布

今後の予定

R3. 12 議案上程
条例施行（公布日）